

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和 2 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 2 年 3 月 3 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所掌事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 6 議案第 1 号 令和元年度有田川町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 7 議案第 2 号 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第 3 号 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 4 号 令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 5 号 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 2 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 8 号 令和 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 2 年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 12 号 令和 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 13 号 令和 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 2 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 2 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 2 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 25 議案第 20 号 令和 2 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 26 議案第 21 号 令和 2 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 2 年度有田川町水道事業会計予算

- 日程第28 議案第23号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第24号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第25号 有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第26号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第27号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第28号 有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第29号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第30号 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第31号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第32号 有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第33号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第40 議案第35号 有田川町道路線の変更について
- 日程第41 議案第36号 有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第37号 財産の無償貸付について
- 日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第45 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 堀江真智子 | 2番 | 増谷憲 |
| 3番 | 椿原竜二 | 4番 | 中島詳裕 |
| 5番 | 星田仁志 | 6番 | 片畑進之 |
| 7番 | 谷畑進 | 8番 | 小林英世 |
| 9番 | 林宣男 | 10番 | 殿井堯 |
| 11番 | 佐々木裕哲 | 12番 | 岡省吾 |
| 13番 | 森谷信哉 | 14番 | 新家弘 |
| 15番 | 湊正剛 | 16番 | 亀井次男 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 椿原竜二

14番 新家弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長 中山正隆 副町長 坂頭徳彦

住民税務部長 山田展生 福祉保健部長 前久保眞次

総務政策部長 中裕準 消防長 栗栖誠

産業振興部長 森田栄一 建設環境部長 鈴木幸敏

総務課長 竹中幸生 財務課長 中屋正也

企画調整課長 細野正人 教育長 楠木茂

教育部長 井上光生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 一ツ田友也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第1回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、椿原竜二君、14番、新家弘君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

2月26日に開催された議会運営委員会の結果について、委員長より報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員会委員長（森谷信哉）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、2月26日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から3月25日までの23日間と決定させていただきました。一般質問は18日、19日としております。

議事日程については、お手元に配付している日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第45までの、報告1件、議案37件、諮問3件について一括上程を行い、それぞれ当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第1号、議案第1号から議案第5号についての議案審議を本日、お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月25日までの23日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月25日までの23日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告1件、議案37件、諮問3件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、令和元年11月から、令和2年1月までの例月現金出納検査結果、令和元年8月分から11月分までの水道事業会計例月現金出納検査の結果及び令和元年11月、12月に実施した平成30年度における財政援助団体の監査報告を

受けていますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所掌事務調査報告について……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、閉会中の所掌事務調査報告についてを行います。

閉会中に議会運営委員会より、閉会中に議会運営委員会より、視察研修が実施されておりますので、委員長報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員会委員長（森谷信哉）

議長の許可をいただきましたので、議会運営委員会の視察報告をさせていただきます。

1月27日、28日の2日間、東京都千代田区の全国町村議会議長会において、議会運営委員会の視察研修を実施いたしました。

研修では、反問権をはじめとする、これからの議会運営について、議事調査部の職員さんより講義を受けました。反問権は、一般質問で質問者に対して質問の意図や背景などを問い返すことができる権利で、地方議会において首長等に付与される権利です。地方議会では、2006年に北海道栗山町が定めた議会基本条例が始まりとされています。

反問権を認めるかどうかの議論については、議会が議論の場であるのなら一方通行の質疑、質問はおかしい、また的確な答弁のためには反問権は必要とする賛成意見がある一方、規定せずとも議長の議事整理権で可能である、議員の質問権が制限されかねないとの反対意見もあります。

実際の運用にあたっては、どこまでの反問を認めるのか。質問の要旨確認までか、問題点の指摘までか。誰に反問権を与えるのか。町長のみか、副町長、教育長までか、部長、課長までか。どの会議まで認めるのか。本会議の一般質問のみか、議案質疑までか、委員会や全員協議会までか。また、反問権が行使された場合の持ち時間はどうするのかなど、きめ細やかなルールづくりが必要で、条例の規定のみで運用を決めていなかった自治体で、実際の行使に当たって混乱を引き起こした事例もあったそうです。

研修を終え、感じたことは、反問権の規定に当たっては、事前に運用の範囲を細かく決めておかないと議事が混乱する原因となるとのことで、制定にあたっては、事前の慎重な準備と執行部を含めた全員の十分な理解が必要であると感じました。

日々進んでいく時代の流れに即した議会運営についてさらなる研究を重ね、より住民の皆様の要望にこたえられる議会を目指して、これからも取り組んでいきたいと思っております。

以上、議会運営委員会の視察研修報告とさせていただきます。ありがとうございます。

す。

○議長（殿井 堯）

これで閉会中の所掌事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第45までの報告1件、議案37件、諮問3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第45までの報告1件、議案37件、諮問3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、令和2年3月、第1回定例会の提案理由を説明申し上げたいと思います。

ここに令和2年度の有田川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、御参集賜りましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

令和2年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国の動向を見ますと、少子高齢化の急速な進行に伴って、本格的な人口減少社会へと突入してまいります。税と社会保障の一体改革による消費税の増税に始まり、医療と介護の総合的な確保を推進するための改革も行われようとするなど、地方を取り巻く環境は先行きが不透明な状況が続いております。また政府の2月経済月例報告では経済情勢は雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くと期待されております。しかし、中国から端を発したコロナウイルス感染症の拡大による影響は、我が町にも影響を及ぼすことになりましたが、これによる経済失速、風評被害による影響が今後さらに懸念される所であり、予断を許さない状況になっております。

一方で、近年の異常気象で毎年のように各地で災害が発生し、昨年では8月に九州北部における豪雨災害、台風15号、台風16号の来襲により東日本を中心に広大な範囲で被害が発生しました。その状況を報道等で見ますと一昨年の台風21号の時のことが思い出されたところであります。

ことしは阪神淡路大震災から25年を迎えました。この間に東日本大震災のような

大規模災害や、本町においても大型台風等による倒木、浸水被害等がたびたび発生してきました。また、最近では突発的なゲリラ豪雨が頻発しているほか、近い将来には南海トラフ地震の発生も予想されております。町民の皆さんの生命、財産を守る取り組みを最重要課題としてとらえ、ハード、ソフト面において防災減災対策に取り組んでまいります。

平成30年度から取りかかっております防災行政無線デジタル化改修事業は、令和2年度で完成する予定でありますし、災害時に備えて防災倉庫の建設も実施するとともに、老朽化した吉備庁舎の大規模改修を行うことにより、災害時の本部機能も強化していきたいと考えております。

また、国は一昨年(2020年)の12月に国土強靱化基本計画を見直すとともに、実施すべき対策を3か年緊急対策としてとりまとめ、その対策を加速化することとしました。これを受けまして、有田川町におきましても、国土強靱化地域計画を策定しましたが、これをもとに、今後発生すると考えられる大規模災害に備え、取り組みを強化してまいります。

平成18年に有田川町が誕生して、ことしで15年目という節目を迎えます。今まで合併による新しいまちづくりを進めるため、新町まちづくり計画をもとに、皆様とともに町全体の均衡ある発展を目指し取り組んできました。この計画は合併が行われた年度から15年間の計画でありまして、皆様の御協力のおかげをもちまして順調に仕上がりつつあります。改めて、ともに御尽力いただいた方々に感謝を申し上げます。

またこの計画の期限となる令和2年度中には、この計画を改めて見直し、今後も持続した均衡ある発展を目指し、取り組んでいきたいと考えております。

また、人口減少、超高齢化社会を迎えるに当たり、有田川町におきましても平成27年度に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2060年に人口2万人以上という最終目標を掲げ、以後さまざまな取り組みを行ってきております。策定から5年が経過し、これまでの事業の成果を検証し、向こう5年間を計画期間としてこのたび第2期の総合戦略を策定しました。

第1期に引き続き、女性が住みたいまちづくり、地域の魅力を活かした住民主体のまちづくり、ずっと住みたいまちづくりを重点プロジェクトとして掲げ、住民の皆様と行政がともに知恵を出しあい、本町が将来にわたって活力あふれるまちであり続けるため、さらに地方創生に全力で取り組んでまいります。

また令和2年度には森林環境譲与税が当初予定の倍額交付されることから、意向調査の実施、集積計画の策定を行うとともに、森林整備事業を加速させ、森林の持つ多面的機能が十分発揮されるよう適切に管理できる体制を構築します。また、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に努めていきたいと思っております。

また、一方、財政状況においては、地方交付税の合併算定替の経過措置によって平成28年度以降、段階的に交付税が削減されております。令和2年度は約3億2,0

00万円が、さらに最終年度の令和3年度には約3億5,000万円が削減される見込みであり、交付税に依存している当町にとっては、今後一段と厳しさを増すと予想されます。こうした中で、自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源のもとで多様化する町民サービスに対応し、生活の豊かさを継続的に求めていくためには、さらなる効率化と、新たな意欲をもって時機をとらえ、創意工夫を凝らし、町行政を運営していかなければなりません。

今後においても常に住民の安心安全を第一に考え、豊かで住みよいまちづくりの実現とさらなる町の発展により一層の努力をしてまいります。どうか、議員各位には御理解をいただきまして、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第であります。

それでは、予算について説明を申し上げます。令和2年度予算は、住民のニーズや、財政状況の変化に対応しつつ、将来的にも安定した財政運営ができる予算を編成するため、有田川町長期総合計画に定める基本目標を柱として、常にコスト意識を持って、事業の緊急性や必要性を熟慮した上で、取捨選択や効率的な執行に取り組むことが重要であると考え予算を編成いたしました。

予算編成につきましては、歳入に重点を置いた、一般財源枠配分方式を本年度も実施しました。このことによりまして、計画的な歳出の適正化と効率化を図るとともに、継続可能な予算構造の確立を図るという予算編成方針に基づき、予算編成に努め、本町の抱える課題、問題点等を全職員が共有することにより、真に住民が必要とする事業を優先し、職員の英知を結集し、最小の経費で最大の効果をあげるよう、万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。

令和2年度の一般会計、特別会計予算の合計額は、国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計などで減額があったものの、一般会計の吉備庁舎大規模改修などの新規事業により、前年度に比べ7億4,177万2,000円多い、268億9,892万5,000円となっています。また、水道事業会計については、前年度に比べ1億954万3,000円多い、9億3,897万1,000円となっています。

今後も町民の皆様の御理解をいただきながら、行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいりたいと思います

本定例会に上程させていただきました案件は、予算案件23件、条例案件12件、その他案件6件の合計41件であります。

それでは、まず、議案第6号の、令和2年度有田川町一般会計予算について御説明申し上げます。歳入・歳出予算規模は、前年度に比べ、5.3%増の、額にして8億3,000万円多い、総額163億8,000万円となっています。歳入の主なものといたしましては、町税は前年度より増額の28億7,647万1,000円を計上しております。

なお、徴収率は県下でトップクラスに位置しているところではありますが、滞納対策

については、職員による個別徴収を今まで以上に努力することはもちろんのこと、今後も和歌山地方税回収機構なども活用し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

地方譲与税については、2億1,167万7,000円を計上し、そのうち森林環境譲与税として6,267万6,000円を見込んでおります。各交付金の主なものにつきましては、新たに法人事業税交付金が創設され、1,430万円を、地方消費税交付金に消費税率引き上げ分を見込んで5億1,500万円を、自動車取得税交付金が廃止となり、前年度より新たに設けられた環境性能割交付金として1,890万円を、地方特例交付金に2,450万円を、また、前年度の保育料無償化分としての子ども・子育て支援臨時交付金を廃止しております。また、その他交付金においても、令和2年度地方財政対策を踏まえたものとなっております。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額は16兆5,882億円で、前年度に比べ4,073億円、率にして2.5%増額となっております。本町においては、合併算定替えの影響と地方財政対策の伸び率を考慮した上で、前年度より2,000万円少ない、61億3,000万円を計上しています。

分担金及び負担金は、保育料などの減少により5,117万2,000円少ない、6,789万9,000円を、使用料及び手数料は1億3,282万円を、国庫支出金は9億5,111万1,000円を、県支出金は前年度比1.8%減の11億7,480万1,000円を、寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の2億4,000万円を見込み、2億4,110万1,000円を、繰入金では町債の償還のための財源に減債基金2億7,000万円を、各種事業執行のための目的基金9億7,196万8,000円を繰り入れるとともに、財源不足を調整するために財政調整基金を3億円繰り入れ、前年度比26.8%増の15億4,266万3,000円を計上しています。

町債では21億2,810万円を借り入れることとしています。主なものとしたしましては、臨時財政対策債3億2,830万円を、総務債に合併特例事業債など5億2,460万円多い、6億9,800万円を、民生債に緊急防災減災事業債など4億800万円を、土木債に2億2,270万円を、消防債に3億4,720万円をそれぞれ計上しています。

その他の歳入につきましても、従来 of 歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上いたしております。

歳出につきましては、今回の当初予算の共通するものとして、会計年度任用職員制度の新設に伴い、各科目において賃金を廃止し、会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償等を計上しています。

款別に主なものとしまして、1款議会費は、1億857万円を計上しています。

2款総務費は、前年度より8億7,162万9,000円多い24億9,355万

9,000円を計上しています。一般管理費では、防犯灯設置補助金として1,162万5,000円を、財産管理費では、吉備庁舎大規模改修工事として9億5,121万円を、集会所等改修補助金に217万2,000円を、企画費では、ふるさと応援寄付金に対する返礼品として9,600万円を、行政局及び出張所費では、旧城山出張所解体撤去工事として2,790万9,000円を、電子計算費では、業務用パソコン等の備品購入費に1,187万円を、情報通信基盤施設費では、施設設備管理委託料に6,648万2,000円を、過疎対策費では、地域再生マネージャー事業委託料に764万円を、ブドウ山椒生態調査研究業務委託料などに160万円を、コミュニティバス運行委託料に1,466万4,000円を、生活バス運行補助金に3,800万円を、地方創生推進交付金事業では、アニメの世界とボクらの未来プロジェクト事業として2,350万5,000円を、徴税費の賦課徴収費では、地番図・家屋図作成委託料に899万8,000円を、評価替え関連業務委託料に387万2,000円を、戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード関連事務委任交付金として1,581万5,000円を計上しています。

3款民生費は、前年度より3億9,293万4,000円多い44億7,116万円を計上しています。主なものといたしまして、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会補助金に4,536万2,000円を、国民健康保険事業特別会計への繰出金として2億7,855万7,000円を、障害者福祉費では、障害福祉サービス費に4億2,015万円を、扶助費として、重度心身障害児者医療費などに7,078万4,000円を、老人福祉費では、有田周辺広域圏事務組合（潮光園）の負担金として3億9,533万3,000円を、有田郡老人福祉施事務組合（なぎ園）の負担金に3,903万1,000円を、シルバー人材センター補助金に1,053万9,000円を、扶助費として、老人福祉施設入所措置費などに4,130万6,000円を、繰出金として、介護保険事業特別会計へ5億5,125万1,000円を、後期高齢者医療特別会計へ4億9,830万円をそれぞれ計上しております。児童福祉総務費では、報償費の第3子以降出産祝い金として1,150万円を、委託料として、放課後児童健全育成事業委託料、私立保育所入所委託料などに、2億6,980万8,000円を、負担金補助及び交付金として、在宅育児支援事業給付金、子育てのための施設等給付金などに2,993万4,000円を、扶助費として、子ども医療費扶助費に6,048万円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金などとして1億6,660万2,000円を、扶助費として、ゼロ歳から中学生を対象とした児童手当に3億9,480万円を、母子福祉費では、扶助費として、ひとり親家庭医療費に2,869万2,000円を、保育所費では、給食調理業務の民間委託料として6,177万6,000円を計上しております。

4款衛生費は、前年度より124万1,000円少ない11億8,750万9,000円を計上しております。主なものとしましては、保健衛生総務費では、委託料と

して、妊婦一般健康診査、ガン検診、産前産後サポート事業、産後ケア事業委託料等に5,754万4,000円を、予防費では、委託料に、インフルエンザ予防接種、風しん抗体検査委託料などとして8,036万6,000円を、環境衛生費では、二川小水力発電所管理事務費として1,182万4,000円を、一般住宅用太陽光発電設備導入補助金として360万円を、有田聖苑事務組合分担金として630万9,000円を、清掃費のじん芥処理費では、委託料として、ゴミ収集運搬業務委託料など1億115万5,000円を、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分に2億8,285万8,000円を、し尿処理費では、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分として8,369万2,000円を、合併処理浄化槽設置補助金に1,468万6,000円を、浄化槽事業特別会計への繰出金として198万2,000円を、上水道費では、飲料水供給施設整備事業補助金として160万4,000円を、簡易水道事業特別会計への繰出金として2億9,735万7,000円を計上しております。

5款労働費では、有田川町雇用創出推進基金活用事業のイメージアップ事業に1,060万5,000円を計上しております。

6款農林水産業費は、前年度より1億83万円多い、14億3,984万1,000円を計上しております。農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費に2,731万5,000円を、中山間地域直接支払制度交付金に1億6,349万2,000円を、鳥獣害防止対策事業補助金に1,842万6,000円を、農業次世代人材投資事業補助金に1,375万円を、グリーンツーリズム推進事業補助金に250万円を、農地費では、工事請負費として小規模土地改良事業に3,000万円を、農業水路等長寿命化・防災減災事業に1,000万円を、地籍調査費では、委託料として、地籍調査測量等委託料に2億1,597万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計などへの繰出金として2億6,254万2,000円を、林業費の林業振興費では、未利用材搬出補助金に300万円を、林道維持改良費では、工事請負費として、林道宇井苔白馬線他2路線に900万円を、林道新設改良費では、育成林整備事業の工事請負費として、日物川境川線・峠上二澤線工事に1億5,180万円を、森林整備費では、間伐等実施事業補助金に1,027万9,000円を、森林環境譲与税を財源とした、森林環境譲与税活用事業費では、報償費に、誕生祝い、成人祝いの記念品として190万円を、意向調査、集積計画策定、間伐事業委託料などとして4,280万3,000円を計上しております。

7款商工費は、前年度に比べて581万9,000円少ない、2億164万5,000円を計上しております。商工総務費では、女性、若者企業支援事業補助金に350万円を、商工会補助金に1,650万円を、観光費では、ふるさと体験施設特別修繕料に2,050万円を、委託料として、しみず温泉整備事業の測量設計監理等委託料や、ふるさと体験施設指定管理料などで4,862万8,000円を、かなや明恵峡温泉特別会計への繰出金として460万円を計上しております。

8款土木費は、前年度より3,769万4,000円多い13億2,052万5,000円を計上しています。土木総務費では、住宅・建築物耐震改修事業補助金に1,099万4,000円を、道路橋りょう維持費では、工事請負費として、道路橋りょう維持修繕工事費に9,100万円を、道路新設改良費では、委託料として、防災安全交付金事業や辺地対策事業の測量設計監理等委託料などに7,300万円を、工事請負費として、辺地対策事業や防災・安全交付金事業及び合併特例事業などに1億1,500万円を、土地購入費に5,940万円を、物件補償費に7,163万円を、都市計画総務費では、空き家対策総合支援事業除却補助金として1,000万円を、下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金として6億6,699万5,000円を、住宅費では、工事請負費に、改良住宅ストック総合改善事業として1,490万円を計上しております。

9款消防費は、前年度より3億2,539万3,000円少ない、10億7,105万9,000円を計上しております。消防施設費では、工事請負費として、防火水槽整備工事費に1,100万円を、備品購入費として、小型消防ポンプ付積載車などの自動車購入費に1,610万円を、消防施設整備事業費補助金に971万2,000円を、災害対策費では、防災倉庫整備工事費として4,928万円を、防災行政無線デジタル化整備工事費として2億5,136万7,000円を計上しております。

10款教育費は、前年度より1億6,973万5,000円少ない、10億9,024万円を計上しております。教育総務費の事務局費では、学校施設不用薬品・廃液処分委託料に415万8,000円を、通学対策費では、委託料として、スクールバス等運行維持管理委託料に7,808万5,000円を、義務教育振興費では、委託料として、学校イントラネットシステムのサーバー更新委託料に3,000万円を、特色ある学校づくり施策として、教育活動奨励交付金に1,100万円を、小学校費の教育振興費では、教科書改訂に伴う指導書等に2,277万1,000円を、中学校費の学校管理費では、工事請負費として金屋中学校図書室改修工事費に385万円を、社会教育費の社会教育総務費では、学校のおばけ屋敷開催事業として231万1,000円を、保健体育費の学校給食費では、給食調理業務の民間委託料として3,153万2,000円を計上しています。

12款公債費は、前年度より7,915万4,000円少ない、25億2,059万7,000円を計上しております。

13款諸支出金の基金費では、積立金として、合併地域振興基金積立金として1億1,470万円を、ふるさと応援基金積立金として2億4,000万円を、循環型社会の構築と自然エネルギー推進基金積立金として3,464万6,000円などを計上しています。

また、一般会計から各特別会計への繰出金として、総額25億6,233万円を計上しております。その他所要の経費を計上した結果、令和2年度一般会計予算総額は、

歳入、歳出それぞれ163億8,000万円と相りました。

次に、各特別会計予算について御説明申し上げます。議案第7号は令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に最重点を置いた健康づくり事業を推進しているところであります。平成30年度より、国民健康保険制度の改革により、和歌山県広域化となり、また、令和2年度より国民健康保険税の改正を行っております。本年度予算は、年々、被保険者は減少し、それに伴い保険給付費も減少していますが、依然として厳しい状況の中、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に35億582万6,000円を計上しております。なお、この財源といたしましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第8号は、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金などに7億7,874万4,000円を計上しております。この財源として、保険料及び一般会計繰入金などを充てることにいたしております。

議案第9号は、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。介護保険事業に要する保険給付費として、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び地域支援事業費などに32億5,767万9,000円を計上しております。この財源といたしましては、保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第10号は、令和2年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。特別養護老人ホームしみず園の施設管理費などに598万4,000円を計上いたしております。この財源といたしましては、指定管理事業者負担金や特別養護老人ホームしみず園基金からの繰入金などを充てることにいたしております。

議案第11号は、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。施設費の水道施設管理費として1億770万1,000円を、水道施設整備事業費では、清水地区統合事業に係る、工事請負費に6,445万4,000円を計上し、予算総額は5億2,692万1,000円と相りました。この財源といたしましては、負担金、使用料、繰入金及び町債などを充てることにいたしております。

議案第12号は、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。施設管理費として8,492万3,000円を、施設整備事業費では、委託料として、上水道移設工事委託や公共下水道事業計画変更業務委託などに3億6,940万円を、上徳田・下徳田地区の管渠布設工事などに8億4,400万円を、公債費に6億1,240万9,000円を計上し、予算総額は20億4,125万9,000円と相りました。なお、財源といたしましては、負担金、使用料、国・県支出金、繰入金及び町債などを充てることにいたしております。

議案第13号は、令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。吉原、田殿、徳田、吉見、熊井・奥地区の5つの農業集落排水施設管理費として、1億3,805万5,000円を、公債費に、1億5,138万2,000円を計上し、予算総額は、3億1,593万3,000円と相なりました。なお、財源といたしましては、分担金、使用料及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第14号は、令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。本年度予算につきましては、簡易排水施設管理費、町債の元利償還金等に209万5,000円を計上しております。なお、財源として、使用料及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第15号は、令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。本年度予算につきましては、施設管理費、町債の元利償還金などに668万2,000円を計上しております。なお、財源といたしましては、使用料及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第16号は、令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。本年度予算は、施設管理費などに7,448万円を計上しております。なお、この財源として、使用料、販売収入などの諸収入及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第17号は、令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報償金などに5万6,000円を計上しております。

議案第18号は、令和2年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報償金及び予備費などに39万3,000円を計上しております。

議案第19号は、令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報償金及び予備費などに193万3,000円を計上しております。

議案第20号は、令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報償金及び公有林整備事業債の元利償還に伴う繰出金などに82万7,000円を計上しております。

議案第21号は、令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び予備費などに11万3,000円を計上しております。

議案第22号は、令和2年度有田川町水道事業会計予算であります。まず収益的予算でありますけれども、水道事業収益の水道使用料などで4億7,662万3,000円を、水道事業費用では、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費、及び減価償却費などで4億3,010万2,000円を計上しております。次に、資

本的予算でありますけれども、資本的収入は公共下水道事業に伴う移設工事負担金で3億3,710万円を、資本的支出は建設改良費の高速4車線化に伴う水道管布設替工事、公共下水道事業に伴う水道管布設替工事などと、企業債償還元金で5億886万9,000円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,176万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたします。

以上で、令和2年度当初予算の説明を終わります。

次に、令和2年度当初予算以外の議案について御説明いたします。報告第1号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第6号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、町道北筋西丹生図2号線工事予定地において地権者との用地交渉が成立し、早急に契約をする必要があり、かつ契約の履行完了が年度を越えるため、繰越明許費を設定し、補正するものです。

議案第1号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。今回の補正は、歳入においては、町税、地方交付税、分担金、国・県支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び町債など現時点での、見込み得る額が把握できましたので、増減補正するものであります。補正の大きなものとして、町税で、1億3,073万6,000円を、前年度繰越金として2億4,272万8,000円を、ふるさと応援寄附金を2億4,000万円見込んでいましたが、2億6,500万円に修正して、2,500万円を事業等の確定により国庫補助金として、2,185万9,000円を計上するとともに、町減債基金繰入金として3億円、財政調整基金繰入金として1億3,000万円を、それぞれ減額し、歳入として計上しております。また、歳出においては、総務費では、財産管理費の金屋文化保健センター駐車場等の土地購入費として4,726万7,000円を、ふるさと応援寄付金の手数料などとして1,250万円を、民生費では、児童措置費の児童発達支援事業給付費補助金として、700万円を、土木費では、道路新設改良費の防災安全交付金事業として911万8,000円を、県営事業負担金として282万9,000円を、住宅管理費の公営住宅等ストック総合改善事業として3,640万円を増額補正する一方、その他の歳出につきましても、補助基準額の変更等による事業費の変更等、所要の補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回の補正額は2,065万8,000円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、169億3,120万7,000円と相なりました。また、繰越明許費の補正、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第2号は、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、国民健康保険税などの見込み得る額が把握できましたので、3,791万円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は37億402万8,000円と相なりました。

議案第3号は、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、総務費のプログラム変更委託料に82万5,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、33億820万1,000円と相りました。なお、この財源として国庫支出金及び繰入金を充てることにしております。

議案第4号は、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費の自家発電機設置工事費を、790万円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、3,536万1,000円と相りました。なお、この財源といたしましては諸収入を充て、繰入金を減額することにしてあります。

議案第5号は、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、平成28年度の処理場の建設事業費に誤りがあったことに伴う返還金として、諸収入に25万円を計上し、それに伴い、財源更正及び積立金などを補正した結果、今回の補正額は、12万9,000円となり、補正後の予算総額は、19億5,672万9,000円と相りました。

続きまして、議案第23号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険事業に要する費用となる国民健康保険事業納付金に充てる国民健康保険税について、税率の見直しを行うものであります。

議案第24号は、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、鳥獣の殺処分に従事した職員に対する手当を明確化し、1頭につき1,000円、1日最大3,000円を支給するものであります。

議案第25号は、有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、今まで一般行政職員と消防職員は、新たに職員として採用された際、任命権者に対し同じ宣誓書を用いて、誠実に職務遂行する旨の宣誓をしまいましたが、消防職員につきましては、その職務の特殊性に鑑み、一般職員とは異なるものを必要とし、国から示されている宣誓内容とするため本条例の一部改正を行うものであります。

議案第26号は、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人であっても、意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするとともに、その他所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、公営住宅法施行令及び同法施行規則の改正により、条文を改正すると同時に、連帯保証人の要件緩和等を行うものであります。

議案第28号は、有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、連帯保証人に極度額の規定が必要となり、同時に連帯保証人の資格の改正を行うものであります。

議案第29号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。有田川町立白馬中学校は、生徒数の減少により、正常な学校運営が困難であるとともに教育効果が得られないため、平成30年4月1日より休校としてきましたが、将来的にも生徒の増加は望めない状況にあります。このたび、学校法人南陵学園和歌山南陵高等学校が白馬中学校校舎を利用し、通信制課程を実施予定であり、休校から廃止の手続きが必要となってくるため、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。二川へき地保育所については、過疎化及び少子高齢化の影響から平成26年3月をもって休所となっております。今後においても保育園児の増加は見込めず、令和元年度に当施設を取り壊しているところであり、本条例から削除するものであります。

議案第31号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域交流センターアレックの研修室4は、令和元年度に改修を行い、プロジェクターやモニターなどの最新のデジタル機器を使った、デジタルワークショップ研修室としての利用が可能となります。つきましては、デジタルワークショップ設備について、その特殊性からこの設備を使用する場合、追加料金を徴収するための所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域交流センターアレックに、令和元年度、新たに、子ども交流施設と絵本美術館を整備することから、これらの施設を追記するとともに、許可を受けて施設を利用する者と一般利用者を区別するため、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方自治法の一部改正により条文が変更されたことから、条例の一部を改正する必要性が生じたことにより本条例の一部改正を行うものであります。

議案第34号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。日物川、境川、三瀬川辺地地域においては、林道日物川・境川線開設事業を、また、板尾、井谷、室川、沼谷辺地地域においては、町道久野原沼谷線法面对策事業を実施するに当たり、それぞれ新規に辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第35号は、有田川町道路線の変更についてであります。有田川町大字中原地内、町道谷口高木線について、地籍調査による起点地番の変更と、橋梁撤去による終

点の変更により延長が396.8メートルから369.7メートルとなることから、道路法の規定により、町道の区域の変更認定をお願いするものであります。

議案第36号は、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。金屋図書館利用者に対して明確に遵守事項を定めた上で、利用の制限を設け、悪質な行為を行った者に対しては退館命令を出せるよう、本条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、財産の無償貸与についてであります。白馬中学校の土地及び建物を、和歌山南陵高等学校通信制課程校舎として有効利用するため、学校法人南陵学園理事長、小野尚子に無償で貸し付けることについて、議会の議決をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第3号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものであります。諮問第1号は、人権擁護委員、北林利樹氏の任期が本年6月30日をもって満了いたします。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字清水1203番地5、林ちさと氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員、堀内尚視氏の任期が本年6月30日をもって満了いたします。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字粟生446番地7、新谷信子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員、大西恭子氏の任期が本年6月30日をもって満了いたします。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字板尾51番地、山戸敏裕氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

休憩 10時42分

再開 15時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第5 報告第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 議案第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第1号、令和元年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第2号、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第3号、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第4号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第4号、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第5号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第5号、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第40、議案第35号を先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第40、議案第35号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第40 議案第35号……………

○議長（殿井 堯）

日程第40、議案第35号、有田川町道路線の変更についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいまの議題となっています、議案第35号、有田川町道路線の変更について、産業建設住民常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、有田川町道路線の変更について、産業建設住民常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

日程第11、議案第6号から、日程第39、議案第34号まで、及び日程第41、議案第36号から日程第45、諮問第3号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、3月18日、水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時6分